

予算特別委員会資料

平成 31 年度予算説明書

水 道 局

目 次

予 算 編 成 方 針	1
平成 31 年度主要施策	3
予算第 19 号議案 (平成 31 年度神戸市水道事業会計予算)	
1. 業 務 の 予 定 量	5
2. 収 入 支 出 一 覧	6
3. 予算実施計画の説明	7
4. 債 務 負 担 行 為	11
5. 一 時 借 入 金	11
6. 他会計からの補助金	11
7. たな卸資産購入限度額	11
8. 平成 31 年度神戸市水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書	12
9. 平成 31 年度神戸市水道事業会計予定貸借対照表	13
10. 平成 30 年度神戸市水道事業会計予定損益計算書	16
11. 平成 30 年度神戸市水道事業会計予定貸借対照表	17
予算第 20 号議案 (平成 31 年度神戸市工業用水道事業会計予算)	
1. 業 務 の 予 定 量	21
2. 収 入 支 出 一 覧	22
3. 予算実施計画の説明	23
4. 債 務 負 担 行 為	26
5. 企 業 債	26
6. 一 時 借 入 金	26
7. 他会計からの補助金	26
8. 平成 31 年度神戸市工業用水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書	27
9. 平成 31 年度神戸市工業用水道事業会計予定貸借対照表	28
10. 平成 30 年度神戸市工業用水道事業会計予定損益計算書	30
11. 平成 30 年度神戸市工業用水道事業会計予定貸借対照表	31
関連議案・報告	
第 33 号議案 神戸市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の件	34
第 34 号議案 神戸市水道条例及び神戸市六甲山上水道条例の一部を改正する 条例の件	36
第 35 号議案 神戸市工業用水道条例の一部を改正する条例の件	42
消費税率改定に伴う外郭団体自主料金の改定予定について	44

予 算 編 成 方 針

本市の水道事業は、明治33年の給水開始以来、市民生活や産業に不可欠な都市基盤施設として、都市の成長とともに水需要に合わせて事業を拡大してきた。

しかし、節水型社会の進展などにより水需要が減少するなか、本市人口の減少等に伴い、料金収入の減少傾向に拍車がかかることが見込まれる。

一方、上工水ともに老朽施設の更新需要増加への適切な対応や災害対策の強化など必要な投資を行わなければならない。

このような社会経済情勢の変化により、水道事業は大きな転換期を迎えており、時代の変化に的確に対応し、持続可能な水道システムを構築していかななければならない。

こうした諸課題に対応するため、長期的視点に立った取り組みの基本方針となる「神戸水道ビジョン 2025」及び「神戸市工業用水道個別施設計画（ビジョン）」を策定した。これらに掲げる事項を着実に実現すべく施策の体系を整え、平成31年度に取り組むべき事業予算を編成した。

今後経年化した施設・管路の更新需要の増加に対応するため、将来的な人口減少にあわせてダウンサイジング、小ブロック化など水道システムの効率的な再編について検討を行いながら、計画的に更新のペースアップを図るとともに、災害対策のため必要な投資を行う。

また、経営規模が縮小するなかで将来にわたって適切なサービスを提供するため、技術の継承を図りながら事務事業の徹底した見直しや公民連携の推進など、不断の努力により経営の効率化に努める。

工業用水道事業においては、市内受水企業への安定給水を維持していくため、経年化施設の第3次改築事業に全力を挙げるとともに、中長期的な視点から時代に適応できるよう周辺事業者との連携について検討していく。さらに、新規受水事業者の開拓に向けた企業支援制度を引き続き活用しながら、企業誘致への取り組みを強化する。

社会環境の変化に対応した事業構造への転換を目指していくため、共創による広報の取り組みや積極的な情報公開を行うなど、これまで以上に市民との連携を深め、ともに知恵を出し合い、課題解決に向けて取り組むことにより、神戸の水道を次の時代に受け継ぎ、ライフラインとしての使命を果たしていく。

水道事業会計予算

平成 31 年度 主要施策

事 項	予 算 額	説 明	
(水道事業)	千円		千円
1. 水道システムの最適化			
(1) 水 源	12,216,109	・ 上ヶ原浄水場の再整備と受水量の適正化 ・ 自己水源の有効活用 ・ 水源保全活動の強化	12,158,901 3,029 54,179
(2) 基 幹 施 設	3,569,769	・ 人口減少社会に対応した計画的な更新 ・ 省エネルギー対策・循環型社会の形成に向けた取り組み	2,364,687 1,205,082
(3) 配 水 管	6,657,511	・ 配水管網再構築計画の推進	6,657,511
(4) 給 水 装 置 お よ び 貯 水 槽 水 道	70,158	・ 貯水槽水道の適正な管理の確認の強化 ・ 宅地内における鉛管, 老朽給水管への対応 ・ サポート体制の充実	3,852 21,621 44,685
(5) 水 質 の 管 理	171,636	・ 水質管理の徹底	171,636
2. 災 害 へ の 備 え			
(1) 災 害 に 強 い 水 道 施 設 の 整 備	6,938,890	・ 津波対策 ・ 耐震化の推進 ・ 安全性調査と対策工事の実施	30,102 6,766,701 142,087
(2) バックアップ体制の 強 化	1,551,291	・ バックアップ体制の強化	1,551,291
(3) 市 民 と と も に 築 く 災 害 対 策	62,383	・ 市民とのリスクコミュニケーションの強化	62,383
3. 経 営 の 持 続			
(1) 経 営 基 盤 の 強 化	13,278,703	・ 公民連携のさらなる推進 ・ 収入の確保 (収入のため合計からは除いている。) ・ 受水費の負担軽減	1,095,426 231,027 11,952,250
(2) 人 材 の 確 保 ・ 育 成 と 社 会 貢 献	8,048	・ 人材育成と技術の継承 ・ 水国際貢献事業の推進, 海外との人的ネットワークの構築 ・ 震災経験の情報発信と被災地支援への取り組み	4,254 3,249 545
(3) 水 需 要 減 少 社 会 に お け る 料 金 体 系 の 検 討	545	・ 水需要が減少する時代の料金体系の検討	545

事 項	予 算 額	説 明
(水道事業)	千円	千円
4. 広報とコミュニケーションの 充 実 ・ 強 化	78,756	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な広報・水道サポーターとの協働 16,313 ・ 豊かな水文化の醸成に向けた「水育」の展開 60,989 ・ 「AQUAルネッサンス神戸」による新たな価値創造 1,454
(工業用水道事業)		
1. 工業用水の利用促進	52,320	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工業用水道を新たに使用する企業への優遇策の実施 49,050 ・ 企業誘致へ向けたPR 3,270
2. 第 3 次 改 築 事 業	1,133,154	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第3次改築事業 1,133,154

(予算第19号議案)

1. 業務の予定量

(1) 事業量

区 分 事 項	平成31年度予定	平成30年度予算	比較増△減	伸び率(%)
年 間 給 水 量 (m ³)	173,532,000	171,304,000	2,228,000	1.3
一 日 平 均 給 水 量 (m ³ / 日)	474,131	469,326	4,805	1.0
給 水 戸 (箇 所) 数 (戸 ・ 箇 所)	811,162	806,538	4,624	0.6

(2) 建設改良事業の概要

(単位 千円)

事 業 名	事 業 費	事 業 概 要
基 幹 施 設 整 備 工 事	2,838,713	テレメーター設備更新工事, 有野ポンプ場ポンプ設備更新, 板宿 ずい道配水池改良工事, 西舞子中層連絡管整備工事等
配 水 管 整 備 増 強 工 事	6,733,790	配水管の新設, 取替, 増径及び移設工事 口径 50~800ミリメートル 延長 43,682メートル ふくそう管統合工事
開 発 団 地 等 施 設 工 事	511,363	団地配水施設工事等
そ の 他 施 設 新 設 改 良 工 事	2,974,138	貯浄配水施設改良工事, 建物改良工事, メーター等の固定資産 購入費
合 計	13,058,004	

2. 収入支出一覧

(1) 収益的収入及び支出

(単位 千円)

収 入			支 出		
款	項	金 額	款	項	金 額
1 水道事業 収 益		38,864,609	1 水道事業費		35,236,053
	1 営業収益	34,612,145		1 営業費用	33,941,909
	2 営業外収益	4,234,347		2 営業外費用	1,252,850
	3 特別利益	18,117		3 特別損失	11,294
				4 予備費	30,000

(注) 当年度純利益(税抜き)は2,845,652千円、累積利益は7,087,010千円となる。

(2) 資本的収入及び支出

(単位 千円)

収 入			支 出		
款	項	金 額	款	項	金 額
1 資本的収入		2,295,702	1 資本的支出		15,245,033
	1 固定資産売却代金	33,676		1 建設改良費	13,058,004
	2 工事負担金	443,801		2 企業債償還金	1,781,355
	3 国庫補助金	131,435		3 貸付金	7,434
	4 一般会計補助金	6,936		4 投資	143,924
	5 一般会計繰入金	154,316		5 繰出金	154,316
	6 基金収入	143,924		6 予備費	100,000
	7 基金繰入金	1,374,180			
	8 貸付金返還金	7,434			

(注) 資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額12,949,331千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。

3. 予算実施計画の説明

(1) 収益的収入及び支出

ア 収入

(単位 千円)

款 項 目	平成31年度 予 定 額	平成30年度 当初予算額	比較増△減	説 明
1 水道事業収益	38,864,609	39,099,076	△234,467	
1 営業収益	34,612,145	34,375,480	236,665	
1 給水収益	32,775,951	32,091,481	684,470	水道料金収入
2 受託工事収益	275,141	677,044	△401,903	給水装置の新設及び修繕等の工事受託による収入
3 その他営業収益	1,561,053	1,606,955	△45,902	他会計負担金, 関連経費負担金, 水質検査受託収益等
2 営業外収益	4,234,347	4,583,803	△349,456	
1 受取利息	136,005	140,351	△4,346	預金利息及び有価証券利息
2 分担金	549,450	579,259	△29,809	給水装置の新設, 増径に伴う分担金
3 基金繰入金	300,000	300,000	—	基金からの繰入金
4 補助金	32,748	36,492	△3,744	児童手当に係る一般会計補助金
5 一般会計繰入金	14,099	19,162	△5,063	阪神水道企業団に繰出すための一般会計繰入金
6 長期前受金戻入	2,845,071	3,156,410	△311,339	減価償却等に対応する長期前受金の収益化
7 雑収益	356,974	352,129	4,845	施設使用料等
3 特別利益	18,117	139,793	△121,676	
1 固定資産売却益	11,723	132,458	△120,735	土地の売却
2 過年度損益修正	6,394	7,335	△941	水道料金の遅収加算及び時効処分等

イ 支 出

(単位 千円)

款 項 目	平成 31 年度 予 定 額	平成 30 年度 当 初 予 算 額	比 較 増 △ 減	説 明
1 水 道 事 業 費	35,236,053	35,352,229	△116,176	
1 営 業 費 用	33,941,909	34,012,019	△70,110	
1 原 水 費	87,736	94,247	△6,511	原水の取入及び貯水場，導水施設の維持管理に要する諸費用
2 浄 水 費	1,297,844	1,335,246	△37,402	浄水施設の維持管理及びろ過滅菌に要する諸費用
3 受 水 費	11,952,250	11,812,555	139,695	阪神水道企業団及び兵庫県水道用水供給事業に対する受水分賦金
4 配 水 費	3,198,438	3,182,958	15,480	配水施設の維持管理及び作業に要する諸費用
5 給 水 費	2,102,503	2,082,162	20,341	給水管，メーター，その他の施設の維持管理及び作業に要する諸費用
6 受 託 工 事 費	314,875	712,394	△397,519	給水装置の新設及び修繕等の工事受託に要する諸費用
7 業 務 費	2,837,995	2,822,889	15,106	料金の調定・徴収・その他の業務に要する諸費用
8 総 係 費	1,793,566	1,736,141	57,425	事業運営活動の全般に関連する諸費用
9 減 価 償 却 費	9,891,113	10,019,500	△128,387	固定資産に対する減価償却費
10 資 産 減 耗 費	464,589	212,927	251,662	固定資産の除却損及びたな卸資産の減耗費
11 その他営業費用	1,000	1,000	—	材料売却原価
2 営 業 外 費 用	1,252,850	1,298,479	△45,629	
1 支 払 利 息 及 企 業 債 取 扱 諸 費	538,463	579,029	△40,566	企業債利息
2 繰 出 金	14,099	19,162	△5,063	阪神水道企業団に対する繰出金
3 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	121	121	—	貸倒引当金として計上するための繰入額
4 消 費 税	700,000	700,000	—	消費税及び地方消費税納付額
5 雑 支 出	167	167	—	
3 特 別 損 失	11,294	11,731	△437	
1 過 年 度 損 益 損 修 正	11,294	11,731	△437	水道料金の更正減額等
4 予 備 費	30,000	30,000	—	

給与費内訳 職員588人(派遣職員8人，短時間勤務職員33人含む)の給料2,389,402千円，手当等2,625,943千円，法定福利費932,299千円を計上

(2) 資本的収入及び支出

ア 収入

(単位 千円)

款 項 目	平成31年度 予 定 額	平成30年度 当初予算額	比較増△減	説 明
1 資 本 的 収 入	2,295,702	2,362,295	△66,593	
1 固定資産売却代金	33,676	213,042	△179,366	土地売却代金
2 工 事 負 担 金	443,801	522,637	△78,836	団地給水に伴う工事負担金, 配水管移設工事負担金等
3 国 庫 補 助 金	131,435	80,418	51,017	水道施設整備事業等に充当する国庫補助金
4 一般会計補助金	6,936	11,184	△4,248	安全対策事業及び児童手当に係る一般会計補助金
5 一般会計繰入金	154,316	222,818	△68,502	阪神水道企業団に繰出すための一般会計繰入金
6 施設増強負担金	—	5,867	△5,867	基金造成収入
7 基 金 収 入	143,924	184,693	△40,769	基金運用益
8 基 金 繰 入 金	1,374,180	1,111,680	262,500	建設改良費に充当する基金繰入金
9 貸付金返還金	7,434	8,556	△1,122	融資制度預託金返還金
10 雑 収 入	—	1,400	△1,400	保証金返還金

イ 支 出

(単位 千円)

款 項 目	平成31年度 予 定 額	平成30年度 当 初 予 算 額	比 較 増 △ 減	説 明
1 資 本 的 支 出	15,245,033	13,379,128	1,865,905	
1 建 設 改 良 費	13,058,004	11,054,180	2,003,824	
1 基 幹 施 設 整 備 工 事 費	2,838,713	2,827,041	11,672	基幹施設の整備工事費
2 配 水 管 整 備 増 強 工 事 費	6,733,790	5,524,453	1,209,337	配水管の新設, 取替, 増径及び移設 工事費等
3 開 発 団 地 等 施 設 工 事 費	511,363	361,544	149,819	開発者負担による団地の配水施設工 事費
4 建 物 改 良 工 事 費	225,572	232,637	△7,065	施設用建物の改良工事費
5 貯 浄 配 水 施 設 改 良 工 事 費	2,159,084	1,541,221	617,863	貯水場, 浄水場及び配水場等の施設 改良工事費等
6 固 定 資 産 費	589,482	567,284	22,198	メーター, 工具器具備品及び車両運 搬具等の購入費
2 企 業 債 償 還 金	1,781,355	1,803,449	△22,094	企業債償還元金
3 貸 付 金	7,434	8,556	△1,122	融資制度預託金
4 投 資	143,924	190,125	△46,201	水道事業基金造成費
5 繰 出 金	154,316	222,818	△68,502	阪神水道企業団に対する繰出金
6 予 備 費	100,000	100,000	—	

給与費内訳 職員99人(短時間勤務職員6人含む)の給料377,462千円, 手当等354,689千円, 法定福利費
144,019千円を計上

4. 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
水道料金徴収関連業務 (平成31年度)	平成31年度から平成33年度まで	1,785,000
水道施設新設・取替・改良工事 (平成31年度)	平成31年度から平成33年度まで	5,176,000
修繕受付センター運営委託 (平成31年度)	平成31年度から平成33年度まで	118,000
管理情報システムデータ入力業務 (平成31年度)	平成31年度から平成33年度まで	68,000
財務会計システム更新委託 (平成31年度)	平成31年度から平成32年度まで	7,000
上ヶ原浄水場再整備 (平成31年度)	平成31年度から平成51年度まで	14,850,000
奥畑妙法寺連絡管整備 (平成31年度)	平成31年度から平成35年度まで	6,967,000
千苅浄水場排水処理施設再整備 (平成31年度)	平成31年度から平成48年度まで	2,193,000
給水装置工事費等融資制度損失補償 (平成31年度)	平成31年度から平成41年度まで	16,000

5. 一時借入金

借入限度額 3,000,000 千円

6. 他会計からの補助金

42,592 千円
(一般会計から)

7. たな卸資産購入限度額

1,500,000 千円

8. 平成31年度神戸市水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

(平成31年4月1日から平成32年3月31日まで)

(単位：千円)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益	2,845,652
	減価償却費	9,891,113
	退職給付引当金の増減	147,286
	特別修繕引当金の増減	△ 178,610
	賞与・法定福利費引当金の増減	△ 11,844
	貸倒引当金の増減	121
	長期前受金戻入	△ 2,845,071
	受取利息及び受取配当金	136,005
	支払利息	△ 538,463
	除却費	410,032
	基金繰入金	△ 300,000
	未収金の増減	60,996
	未払金の増減	749,739
	消費税資本的収支調整額	987,619
	小計	11,354,575
	利息及び配当金の受取額	△ 136,005
	利息の支払額	538,463
	業務活動によるキャッシュ・フロー	11,757,033
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 13,087,949
	無形固定資産の取得による支出	△ 70,055
	基金への積立による支出	△ 143,924
	基金運用による収入	143,924
	基金からの繰入による収入	1,674,180
	固定資産売却代金による収入	33,676
	工事負担金による収入	443,801
	国庫補助金による収入	131,435
	一般会計補助金による収入	6,936
	返還金等による支出	△ 2,302
	投資有価証券の満期による収入	3,000,000
	投資有価証券の購入による支出	△ 1,000,000
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 8,870,278
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	一般会計繰入金による収入	154,316
	建設改良に充当する企業債の償還による支出	△ 1,781,355
	貸付金による支出	△ 7,434
	繰出金による支出	△ 154,316
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,788,789
	資金増加額	1,097,966
	資金期首残高	13,809,636
	資金期末残高	14,907,602

9. 平成31年度神戸市水道事業会計予定貸借対照表

(平成32年3月31日)

(単位：千円)

資 産 の 部		負債及び資本の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
1 固定資産	304,637,730	3 固定負債	32,892,233
(1) 有形固定資産	270,370,818	(1) 企業債	23,853,739
イ 土地	25,334,418	イ 建設改良等の財源に	
ロ 建物	20,785,434	充てるための企業債	23,853,739
ハ 構築物	424,145,707	(2) 引当金	7,160,533
ニ 機械及び装置	58,122,075	イ 退職給付引当金	6,109,282
ホ 車両運搬具	260,116	ロ 特別修繕引当金	1,051,251
ヘ 船舶	16,118	(3) 受水費高騰対策勘定	1,877,961
ト 工具器具及び備品	2,788,870	4 流動負債	11,433,678
チ 建設仮勘定	3,322,901	(1) 企業債	1,808,684
減価償却累計額	△ 264,404,821	イ 建設改良等の財源に	
(2) 無形固定資産	153,342	充てるための企業債	1,808,684
イ 地上権	5,197	(2) 未払金	5,161,193
ロ 施設利用権	15,294	(3) 前受金	1,259,242
ハ ソフトウェア	132,851	(4) 引当金	490,664
(3) 投資その他の資産	34,113,570	イ 賞与引当金	407,815
イ 投資有価証券	12,793,306	ロ 法定福利費引当金	82,849
ロ 出資	1,008,587	(5) その他流動負債	2,713,895
ハ 基金	18,064,087	5 繰延収益	88,714,538
ニ 破産更生債権等	51,287	(1) 長期前受金	159,332,999
貸倒引当金	△ 51,287	(2) 建設仮勘定長期前受金	13,695,259
ホ その他投資	2,247,590	収益化累計額	△ 84,313,720
2 流動資産	22,714,623	(負債合計)	133,040,449
(1) 現金預金	14,907,602	6 資本金	151,246,539
(2) 未収金	2,934,356	7 剰余金	43,065,365
(3) 有価証券	2,895,000	(1) 資本剰余金	28,872,120
(4) 貯蔵品	239,022	イ 受贈財産評価額	9,223,953
(5) その他流動資産	1,738,643	ロ 国庫補助金	615,170
		ハ 県補助金	3,829
		ニ 一般会計補助金	208,517
		ホ その他補助金	34
		ヘ 工事負担金	17,990,227
		ト 施設増強負担金	21,119
		チ その他資本剰余金	809,271
		(2) 利益剰余金	14,193,245
		イ 建設改良積立金	7,106,235
		ロ 当年度未処分利益剰余金	7,087,010
		(資本合計)	194,311,904
合 計	327,352,353	合 計	327,352,353

注 記

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- 1 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的債券 償却原価法（定額法）
- 2 たな卸資産の評価基準及び評価方法
移動平均法による原価法によっている（収益性の低下による簿価切下げの方法）。
- 3 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産
 - ① 建物及び構築物 定額法によっている。
・主な耐用年数 建物 3～50年 構築物 10～80年
 - ② 上記以外 定率法によっている。
・主な耐用年数 機械及び装置 6～20年 工具器具及び備品 2～20年
 - (2) 無形固定資産 定額法によっている。
・主な耐用年数 ソフトウェア 5年
- 4 引当金の計上方法
 - (1) 退職給付引当金
職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。
 - (2) 賞与引当金
職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。
 - (3) 法定福利費引当金
職員の期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。
 - (4) 特別修繕引当金
平成 26 年 3 月 31 日以前に計上していた修繕引当金を計上している。なお、平成 26 年 3 月 31 日以前に引き当てられたものについては、引き続き従前の例により取崩すこととする。
 - (5) 貸倒引当金
債権の不納欠損による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。
- 5 消費税等の会計処理
税抜方式によっている。

II. セグメント情報に関する注記

神戸市水道事業では、水道事業のみを運営している単一セグメントであるため、記載を省略している。

III. 減損損失に関する注記

(1) グルーピングの方法

水道事業会計において使用している固定資産については、水道水の製造から販売まですべての資産が一体となってキャッシュ・フローを生成していることから、水道事業全体を 1 つの資産グループとしている。ただし、遊休資産（将来の使用が見込まれていないもの及び一時的に貸付しているもの）については独立したキャッシュ・フローを生み出すと認められるため、個別の資産グループとしている。

(2) 減損の兆候について

平成 31 年度において、以下の資産グループについて減損の兆候を認識した。

所在地	用途	資産の種類
東灘区本山南町 8 丁目	遊休資産 (一時貸付)	土地
東灘区本山南町 9 丁目	遊休資産 (一時貸付)	土地
灘区六甲山町	遊休資産 (一時貸付)	土地

(3) 減損損失の認識について

上記の資産グループのうち、一時的に貸付している、東灘区本山南町 8 丁目、東灘区本山南町 9 丁目、

灘区六甲山町については、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回るため、減損損失を認識していない。

IV. その他の注記

引当金の取崩し

1 退職給付引当金の取崩し

平成 31 年度において、退職手当として 353,970 千円を支給することとなったため、退職給付引当金 353,970 千円を取崩した。

2 賞与引当金の取崩し

平成 31 年度において、期末手当及び勤勉手当として 716,976 千円を支給することとなったため、賞与引当金 329,468 千円を取崩した。

3 法定福利費引当金の取崩し

平成 31 年度において、法定福利費として 847,030 千円を支出することとなったため、法定福利費引当金 66,867 千円を取崩した。

4 特別修繕引当金の取崩し

平成 31 年度において、配水池等内外面補修工事として 178,610 千円を支出することとなったため、特別修繕引当金 178,610 千円を取崩した。

10. 平成30年度神戸市水道事業会計予定損益計算書

(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

(単位：千円)

1 営業収益			
(1) 給水収益	29,714,335		
(2) 受託工事収益	630,664		
(3) その他営業収益	1,492,875	31,837,874	
		<hr/>	
2 営業費用			
(1) 原水費	89,554		
(2) 浄水費	1,309,127		
(3) 受水費	10,937,550		
(4) 配水費	3,023,666		
(5) 給水費	2,022,884		
(6) 受託工事費	669,482		
(7) 業務費	2,716,619		
(8) 総係費	1,706,836		
(9) 減価償却費	10,019,500		
(10) 資産減耗費	211,555		
(11) その他営業費用	1,000	32,707,773	
		<hr/>	
営業損失			△ 869,899
3 営業外収益			
(1) 受取利息	140,351		
(2) 分担金	536,351		
(3) 補助金	36,492		
(4) 一般会計繰入金	19,162		
(5) 基金繰入金	300,000		
(5) 長期前受金戻入	3,156,410		
(6) 雑収益	339,383	4,528,149	
		<hr/>	
4 営業外費用			
(1) 支払利息及企業債取扱諸費	579,029		
(2) 繰出金	19,162		
(3) 貸倒引当金繰入額	121		
(4) 雑支出	167	598,479	3,929,670
		<hr/>	<hr/>
経常利益			3,059,771
5 特別利益			
(1) 固定資産売却益	132,458		
(2) 過年度損益修正益	7,059	139,517	
		<hr/>	
6 特別損失			
(1) 過年度損益修正損	11,707	11,707	127,810
		<hr/>	<hr/>
7 予備費			
(1) 予備費	30,000	30,000	△ 30,000
		<hr/>	<hr/>
当年度純利益			3,157,581
前年度繰越利益剰余金			4,241,358
当年度未処分利益剰余金			<hr/> <hr/> 7,398,939

11. 平成30年度神戸市水道事業会計予定貸借対照表

(平成31年3月31日)

(単位：千円)

資 産 の 部		負債及び資本の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
1 固定資産	306,346,013	3 固定負債	35,032,242
(1) 有形固定資産	268,598,592	(1) 企業債	25,662,424
イ 土地	25,328,094	イ 建設改良等の財源に	25,662,424
ロ 建物	22,323,599	充てるための企業債	
ハ 構築物	416,045,946	(2) 引当金	7,191,857
ニ 機械及び装置	58,091,199	イ 退職給付引当金	5,961,996
ホ 車両運搬具	346,187	ロ 特別修繕引当金	1,229,861
ヘ 船舶	16,118	(3) 受水費高騰対策勘定	2,177,961
ト 工具器具及び備品	2,801,366	4 流動負債	10,668,453
チ 建設仮勘定	1,868,200	(1) 企業債	1,781,354
減価償却累計額	△ 258,222,117	イ 建設改良等の財源に	1,781,354
(2) 無形固定資産	103,595	充てるための企業債	
イ 地上権	5,197	(2) 未払金	4,411,454
ロ 施設利用権	15,294	(3) 前受金	1,259,242
ハ ソフトウェア	83,104	(4) 引当金	502,508
(3) 投資その他の資産	37,643,826	イ 賞与引当金	417,128
イ 投資有価証券	14,793,306	ロ 法定福利費引当金	85,380
ロ 出資	1,008,587	(5) その他流動負債	2,713,895
ハ 基金	19,594,343	5 繰延収益	90,856,840
ニ 破産更生債権等	51,287	(1) 長期前受金	159,332,999
貸倒引当金	△ 51,287	(2) 建設仮勘定長期前受金	12,992,490
ホ その他投資	2,247,590	収益化累計額	△ 81,468,649
2 流動資産	21,677,774	(負債合計)	136,557,535
(1) 現金預金	13,809,636	6 資本金	148,090,129
(2) 未収金	2,995,473	7 剰余金	43,376,123
(3) 有価証券	2,895,000	(1) 資本剰余金	28,872,120
(4) 貯蔵品	239,022	イ 受贈財産評価額	9,223,953
(5) その他流動資産	1,738,643	ロ 国庫補助金	615,170
		ハ 県補助金	3,829
		ニ 一般会計補助金	208,517
		ホ その他補助金	34
		ヘ 工事負担金	17,990,227
		ト 施設増強負担金	21,119
		チ その他資本剰余金	809,271
		(2) 利益剰余金	14,504,003
		イ 建設改良積立金	7,105,064
		ロ 当年度未処分利益剰余金	7,398,939
		(資本合計)	191,466,252
合 計	328,023,787	合 計	328,023,787

注 記

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- 1 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的債券 償却原価法（定額法）
- 2 たな卸資産の評価基準及び評価方法
移動平均法による原価法によっている（収益性の低下による簿価切下げの方法）。
- 3 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産
 - ① 建物及び構築物 定額法によっている。
・主な耐用年数 建物 3～50年 構築物 10～80年
 - ② 上記以外 定率法によっている。
・主な耐用年数 機械及び装置 6～20年 工具器具及び備品 2～20年
 - (2) 無形固定資産 定額法によっている。
・主な耐用年数 ソフトウェア 5年
- 4 引当金の計上方法
 - (1) 退職給付引当金
職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。
 - (2) 賞与引当金
職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。
 - (3) 法定福利費引当金
職員の期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。
 - (4) 特別修繕引当金
平成 26 年 3 月 31 日以前に計上していた修繕引当金を計上している。なお、平成 26 年 3 月 31 日以前に引き当てられたものについては、引き続き従前の例により取崩すこととする。
 - (5) 貸倒引当金
債権の不納欠損による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。
- 5 消費税等の会計処理
税抜方式によっている。

II. セグメント情報に関する注記

神戸市水道事業では、水道事業のみを運営している単一セグメントであるため、記載を省略している。

III. 減損損失に関する注記

(1) グルーピングの方法

水道事業会計において使用している固定資産については、水道水の製造から販売まですべての資産が一体となってキャッシュ・フローを生成していることから、水道事業全体を 1 つの資産グループとしている。ただし、遊休資産（将来の使用が見込まれていないもの及び一時的に貸付しているもの）については独立したキャッシュ・フローを生み出すと認められるため、個別の資産グループとしている。

(2) 減損の兆候について

平成 30 年度において、以下の資産グループについて減損の兆候を認識した。

所在地	用途	資産の種類
東灘区本山南町 8 丁目	遊休資産 (一時貸付)	土地
東灘区本山南町 9 丁目	遊休資産 (一時貸付)	土地

(3) 減損損失の認識について

上記の資産グループのうち、一時的に貸付している、東灘区本山南町 8 丁目、東灘区本山南町 9 丁目については、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回るため、減損損失を認識していない。

IV. その他の注記

引当金の取崩し

1 退職給付引当金の取崩し

平成 30 年度において、退職手当として 501,301 千円を支給することとなったため、退職給付引当金 501,301 千円を取崩した。

2 賞与引当金の取崩し

平成 30 年度において、期末手当及び勤勉手当として 721,347 千円を支給することとなったため、賞与引当金 356,021 千円を取崩した。

3 法定福利費引当金の取崩し

平成 30 年度において、法定福利費として 878,381 千円を支出することとなったため、法定福利費引当金 63,024 千円を取崩した。

4 特別修繕引当金の取崩し

平成 30 年度において、配水池等内外面補修工事として 385,297 千円を支出することとなったため、特別修繕引当金 385,297 千円を取崩した。

工業用水道事業会計予算

(予算第20号議案)

1. 業務の予定量

(1) 事業量

事 項 \ 区 分	平成31年度予定	平成30年度予算	比較増△減	伸び率(%)
年 間 給 水 量 (m ³)	18,929,272	18,689,551	239,721	1.3
一日平均給水量(m ³ / 日)	51,719	51,204	515	1.0
年 間 契 約 水 量 (m ³)	32,948,784	31,903,920	1,044,864	3.3
一日平均契約水量(m ³ / 日)	90,024	87,408	2,616	3.0
給 水 工 場 数 (工 場)	69	69	—	—

(2) 建設改良事業の概要

(単位 千円)

事 業 名	事 業 費	事 業 概 要
取 浄 配 水 施 設 改 良 工 事	2,115,089	工業用水道配水管更新工事等
建 物 改 良 工 事 費	1,268	施設用建物の改良工事費
固 定 資 産 費	55,223	メーター等の購入費
合 計	2,171,580	

2. 収入支出一覧

(1) 収益的収入及び支出

(単位 千円)

収 入			支 出		
款	項	金 額	款	項	金 額
1 工業用水道 事業収益		1,732,656	1 工業用水道 事業費		1,538,266
	1 営業収益	1,607,077		1 営業費用	1,395,514
	2 営業外収益	125,549		2 営業外費用	112,622
	3 特別利益	30		3 特別損失	130
				4 予備費	30,000

(注) 当年度純利益(税抜き)は153,337千円、累積利益は2,141,969千円となる。

(2) 資本的収入及び支出

(単位 千円)

収 入			支 出		
款	項	金 額	款	項	金 額
1 資本的収入		874,100	1 資本的支出		2,425,373
	1 企業債	800,000		1 建設改良費	2,171,580
	2 工事負担金	3,924		2 償還金	223,793
	3 国庫補助金	70,000		3 予備費	30,000
	4 減量負担金	176			

(注) 資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,551,273千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。

3. 予算実施計画の説明

(1) 収益的収入及び支出

ア 収入

(単位 千円)

款 項 目	平成31年度 予 定 額	平成30年度 当初予算額	比較増△減	説 明
1 工業用水道事業収益	1,732,656	1,657,416	75,240	
1 営業収益	1,607,077	1,534,226	72,851	
1 給水収益	1,541,339	1,466,096	75,243	工業用水道料金収入
2 受託工事収益	23,990	24,526	△536	給水管引込工事等による収入
3 分担金	19,276	19,099	177	西宮市からの共同施設維持分担金
4 その他営業収益	22,472	24,505	△2,033	下水道使用料算定負担金, メーター使用料
2 営業外収益	125,549	123,160	2,389	
1 受取利息	13,630	12,640	990	預金利息及び有価証券利息
2 補助金	1,488	1,512	△24	児童手当に係る一般会計補助金
3 長期前受金戻入	105,379	103,991	1,388	減価償却等に対応する長期前受金の収益化
4 雑収益	5,052	5,017	35	貸地料等
3 特別利益	30	30	—	
1 過年度損益修正	30	30	—	

イ 支 出

(単位 千円)

款 項 目	平成31年度 予 定 額	平成30年度 当初予算額	比較増△減	説 明
1 工業用水道事業費	1,538,266	1,451,588	86,678	
1 営業費用	1,395,514	1,316,164	79,350	
1 原水費	318,271	352,620	△34,349	原水の取入及び貯水場、導水施設の維持管理に要する諸費用
2 浄水費	198,987	194,254	4,733	浄水施設の維持管理及び原水の沈でんに要する諸費用
3 配水及び給水費	179,452	157,308	22,144	配水及び給水施設の維持管理及び作業に要する諸費用
4 受託工事費	23,980	23,760	220	給水管引込工事受託等に要する諸費用
5 総係費	152,196	117,153	35,043	料金の徴収に要する諸費用及び事業運営活動全般に関連する諸費用
6 減価償却費	455,934	355,456	100,478	固定資産の減価償却費
7 資産減耗費	59,321	115,613	△56,292	固定資産の除却損
8 その他営業費用	7,373	—	7,373	
営業外費用	112,622	105,294	7,328	
1 支払利息及 企業債取扱諸費	72,622	65,294	7,328	企業債利息及び企業債取扱諸費
2 消費税	40,000	40,000	—	消費税及び地方消費税納付額
3 特別損失	130	130	—	
1 過年度損益 修正損	130	130	—	
4 予備費	30,000	30,000	—	

給与費内訳 職員20人の給料86,353千円, 手当等108,566千円, 法定福利費33,579千円を計上

(2) 資本的収入及び支出

ア 収入

(単位 千円)

款 項 目	平成31年度 予 定 額	平成30年度 当初予算額	比較増△減	説 明
1 資本的収入	874,100	839,695	34,405	
1 企業債	800,000	700,000	100,000	工業用水道施設整備事業に充当する企業債
2 工事負担金	3,924	3,240	684	配水管移設等工事負担金
3 国庫補助金	70,000	136,300	△66,300	工業用水道施設整備事業に充当する国庫補助金
4 減量負担金	176	155	21	撤退企業からの減量負担金

イ 支出

(単位 千円)

款 項 目	平成31年度 予 定 額	平成30年度 当初予算額	比較増△減	説 明
1 資本的支出	2,425,373	2,744,692	△319,319	
1 建設改良費	2,171,580	2,487,904	△316,324	
1 取浄配水施設改良工事費	2,115,089	2,400,684	△285,595	取水、浄水及び配水施設の新設及び改良工事費
2 建物改良工事費	1,268	—	1,268	施設用建物の改良工事費
3 固定資産費	55,223	87,220	△31,997	メーター等の購入費
2 償還金	223,793	226,788	△2,995	
1 企業債償還金	223,793	226,788	△2,995	企業債償還元金
3 予備費	30,000	30,000	—	

給与費内訳 職員2人の給料10,317千円, 手当等7,877千円, 法定福利費2,554千円を計上

4. 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
工業用水道施設新設・取替・改良工事 (平成31年度)	平成31年度から平成32年度まで	2,519,000

5. 企業債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
工業用水道施設整備事業	800,000	公債証券の発行 又は消費貸借の 方法により、借 り入れる(他の 地方公共団体と の共同発行を 含む。)	9%以内 (ただし、利率見直 し方式で借り入れ る資金について、 利率の見直しを 行った後におい ては、当該見直し 後の利率)	借入日の翌日から据置期間を含め、 40年以内に毎年度元利均等その他 の方法により償還する。ただし、財政 上の都合等により定額以上を償還 し、又は借り換えることができる。政府 資金を借り入れる場合は、その融資 条件による。

6. 一時借入金

借入限度額 700,000 千円

7. 他会計からの補助金

1,488 千円
(一般会計から)

8. 平成31年度神戸市工業用水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

(平成31年4月1日から平成32年3月31日まで)

(単位：千円)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益	153,337
	減価償却費	455,934
	退職給付引当金の増減	33,157
	賞与・法定福利費引当金の増減	△ 3,885
	長期前受金戻入	△ 105,379
	受取利息及び受取配当金	△ 13,630
	支払利息	72,622
	除却費	59,321
	未収金の増減額	△ 15,781
	未払金の増減額	166,160
	消費税資本的収支調整額	177,262
	小計	979,118
	利息及び配当金の受取額	12,894
	利息の支払額	△ 72,622
	業務活動によるキャッシュ・フロー	919,390
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 2,201,580
	工事負担金による収入	3,924
	国庫補助金による収入	70,000
	返還金等による支出	300,000
	減量負担金による収入	176
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,827,480
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良に充当する企業債の発行による収入	800,000
	建設改良に充当する企業債の償還による支出	△ 223,793
	財務活動によるキャッシュ・フロー	576,207
	資金減少額	△ 331,883
	資金期首残高	579,813
	資金期末残高	247,930

9. 平成31年度神戸市工業用水道事業会計予定貸借対照表

(平成32年3月31日)

(単位：千円)

資 産 の 部		負債及び資本の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
1 固定資産	17,126,889	3 固定負債	4,987,914
(1) 有形固定資産	14,932,705	(1) 企業債	4,436,035
イ 土地	553,362	イ 建設改良等の財源に	4,436,035
ロ 建物	473,995	充てるための企業債	
ハ 構築物	21,075,171	(2) 引当金	551,879
ニ 機械及び装置	3,515,902	イ 退職給付引当金	241,221
ホ 車両運搬具	2,660	ロ 特別修繕引当金	310,658
ヘ 工具器具及び備品	53,836	4 流動負債	985,944
ト 建設仮勘定	769,668	(1) 企業債	233,268
減価償却累計額	△ 11,511,889	イ 建設改良等の財源に	233,268
(2) 無形固定資産	3,847	充てるための企業債	
イ 施設利用権	31	(2) 未払金	694,302
ロ ソフトウェア	3,816	(3) 前受金	40,385
(3) 投資その他の資産	2,190,337	(4) 引当金	16,706
イ 投資有価証券	2,087,315	イ 賞与引当金	14,051
ロ 出資金	3,000	ロ 法定福利費引当金	2,655
ハ その他投資	100,022	(5) 預り金	1,283
2 流動資産	997,285	5 繰延収益	2,930,169
(1) 現金預金	247,930	(1) 長期前受金	10,534,167
(2) 未収金	449,355	(2) 建設仮勘定長期前受金	213,206
(3) 有価証券	300,000	収益化累計額	△ 7,817,204
		(負債合計)	8,904,027
		6 資本金	4,975,824
		7 剰余金	4,244,323
		(1) 資本剰余金	971,888
		イ 受贈財産評価額	13,995
		ロ 国庫補助金	44,668
		ハ 他会計繰入金	4,103
		ニ 工事負担金	584,151
		ホ その他資本剰余金	324,971
		(2) 利益剰余金	3,272,435
		イ 建設改良積立金	1,130,466
		ロ 当年度未処分利益剰余金	2,141,969
		(資本合計)	9,220,147
合 計	18,124,174	合 計	18,124,174

注 記

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券 償却原価法（定額法）

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

①建物及び構築物 定額法によっている。

・主な耐用年数 建物 3～50年 構築物 10～80年

②上記以外 定率法によっている。

・主な耐用年数 機械及び装置 6～20年 工具器具及び備品 2～20年

(2) 無形固定資産 定額法によっている。

・主な耐用年数 ソフトウェア 5年

3 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額を計上している。

(2) 賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(3) 法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(4) 特別修繕引当金

平成26年3月31日以前に計上していた修繕引当金を計上している。

なお、平成26年3月31日以前に引き当てられたものについては、引き続き従前の例により取崩すこととする。

4 消費税等の会計処理

税抜方式によっている。

II. セグメント情報に関する注記

神戸市工業用水道事業では、工業用水道事業のみを運営している単一セグメントであるため、記載を省略している。

III. その他の注記

1 賞与引当金の取崩し

平成31年度において、期末手当及び勤勉手当として27,757千円を支給することとなったため、賞与引当金13,251千円を取崩した。

2 法定福利費引当金の取崩し

平成31年度において、法定福利費として30,141千円を支出することとなったため、法定福利費引当金2,489千円を取崩した。

10. 平成30年度神戸市工業用水道事業会計予定損益計算書

(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

(単位：千円)

1 営業収益			
(1) 給水収益	1,357,497		
(2) 受託工事収益	22,710		
(3) 分担金	17,685		
(4) その他営業収益	22,691	1,420,583	
		<hr/>	
2 営業費用			
(1) 原水費	334,505		
(2) 浄水費	184,175		
(3) 配水及び給水費	148,757		
(4) 受託工事費	22,000		
(5) 総係費	110,992		
(6) 減価償却費	355,456		
(7) 資産減耗費	115,613	1,271,498	
		<hr/>	
営業利益			149,085
3 営業外収益			
(1) 受取利息	12,640		
(2) 補助金	1,512		
(3) 長期前受金戻入	103,991		
(4) 雑収益	4,998	123,141	
		<hr/>	
4 営業外費用			
(1) 支払利息及企業債取扱諸費	65,294	65,294	57,847
		<hr/>	<hr/>
経常利益			206,932
5 特別利益			
(1) 過年度損益修正益	30	30	
	<hr/>	<hr/>	
6 特別損失			
(1) 過年度損益修正損	130	130	△ 100
	<hr/>	<hr/>	<hr/>
7 予備費			
(1) 予備費	30,000	30,000	△ 30,000
	<hr/>	<hr/>	<hr/>
当年度純利益			176,832
前年度繰越利益剰余金			1,988,632
当年度未処分利益剰余金			<hr/>
			<hr/> <hr/>
			2,165,464

11. 平成30年度神戸市工業用水道事業会計予定貸借対照表

(平成31年3月31日)

(単位：千円)

資 産 の 部		負債及び資本の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
1 固定資産	15,917,428	3 固定負債	4,385,020
(1) 有形固定資産	13,422,743	(1) 企業債	3,866,298
イ 土地	553,362	イ 建設改良等の財源に	3,866,298
ロ 建物	474,151	充てるための企業債	
ハ 構築物	19,331,535	(2) 引当金	518,722
ニ 機械及び装置	3,497,559	イ 退職給付引当金	208,064
ホ 車両運搬具	2,660	ロ 特別修繕引当金	310,658
ヘ 工具器具及び備品	53,836	4 流動負債	817,199
ト 建設仮勘定	631,536	(1) 企業債	226,798
減価償却累計額	△ 11,121,896	イ 建設改良等の財源に	226,798
(2) 無形固定資産	5,084	充てるための企業債	
イ 施設利用権	31	(2) 未払金	531,155
ロ ソフトウェア	5,053	(3) 前受金	40,385
(3) 投資その他の資産	2,489,601	(4) 引当金	17,578
イ 投資有価証券	2,386,579	イ 賞与引当金	14,798
ロ 出資金	3,000	ロ 法定福利費引当金	2,780
ハ その他投資	100,022	(5) 預り金	1,283
2 流動資産	1,313,387	5 繰延収益	2,961,786
(1) 現金預金	579,813	(1) 長期前受金	10,534,167
(2) 未収金	433,574	(2) 建設仮勘定長期前受金	139,444
(3) 有価証券	300,000	収益化累計額	△ 7,711,825
		(負債合計)	8,164,005
		6 資本金	4,190,339
		7 剰余金	4,876,471
		(1) 資本剰余金	971,888
		イ 受贈財産評価額	13,995
		ロ 国庫補助金	44,668
		ハ 他会計繰入金	4,103
		ニ 工事負担金	584,151
		ホ その他資本剰余金	324,971
		(2) 利益剰余金	3,904,583
		イ 建設改良積立金	1,739,119
		ロ 当年度未処分利益剰余金	2,165,464
		(資本合計)	9,066,810
合 計	17,230,815	合 計	17,230,815

注 記

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券 償却原価法（定額法）

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

①建物及び構築物 定額法によっている。

・主な耐用年数 建物 3～50年 構築物 10～80年

②上記以外 定率法によっている。

・主な耐用年数 機械及び装置 6～20年 工具器具及び備品 2～20年

(2) 無形固定資産 定額法によっている。

・主な耐用年数 ソフトウェア 5年

3 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額を計上している。

(2) 賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(3) 法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(4) 特別修繕引当金

平成 26 年 3 月 31 日以前に計上していた修繕引当金を計上している。

なお、平成 26 年 3 月 31 日以前に引き当てられたものについては、引き続き従前の例により取崩すこととする。

4 消費税等の会計処理

税抜方式によっている。

II. セグメント情報に関する注記

神戸市工業用水道事業では、工業用水道事業のみを運営している単一セグメントであるため、記載を省略している。

III. その他の注記

1 退職給付引当金の取崩し

平成 30 年度において、退職手当として 38,829 千円を支給することとなったため、退職給付引当金 38,829 千円を取崩した。

2 賞与引当金の取崩し

平成 30 年度において、期末手当及び勤勉手当として 27,561 千円を支給することとなったため、賞与引当金 12,190 千円を取崩した。

3 法定福利費引当金の取崩し

平成 30 年度において、法定福利費として 32,166 千円を支出することとなったため、法定福利費引当金 2,489 千円を取崩した。

關 連 議 案 · 報 告

第 33 号議案

神戸市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例の件

第 34 号議案

神戸市水道条例及び神戸市六甲山上水道条例の一部を改正
する条例の件

第 35 号議案

神戸市工業用水道条例の一部を改正する条例の件

報告

消費税率改定に伴う外郭団体自主料金の改定予定について

第33号議案

神戸市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の件

神戸市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年2月12日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

神戸市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年12月条例第35号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号イ中「156万人」を「154万人」に改め、同号ウ中「67万6,000立方メートル」を「58万3,000立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

理 由

水道事業に係る給水人口及び水需要の予測の見直し等に伴い、条例を改正する必要があるため。

(参 考)

神戸市水道事業の設置等に関する条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(水道事業の経営の規模)

第3条 水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。

(1) 次号の給水区域を除く市の区域をその給水区域とする水道事業

ア 略

イ 給水人口 156万人

154万人

ウ 1日最大給水量 67万6,000立方メートル

58万3,000立方メートル

(2) 略

第34号議案

神戸市水道条例及び神戸市六甲山上水道条例の一部を改正する条例の件
神戸市水道条例及び神戸市六甲山上水道条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年2月12日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市水道条例及び神戸市六甲山上水道条例の一部を改正する条例
(水道条例の一部改正)

第1条 神戸市水道条例(昭和39年3月条例第46号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項、第13条、第19条の2第1項、第31条の9第2項及び第31条の10中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(六甲山上水道条例の一部改正)

第2条 神戸市六甲山上水道条例(昭和47年10月条例第44号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項、第3条、第4条第1項及び第5条中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)附則第1条第2号に定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

(神戸市の水道事業についての水道料金に係る経過措置)

- 2 神戸市水道条例(神戸市六甲山上をその給水区域とする水道事業にあつては、神戸市六甲山上水道条例を含む。)の規定に基づき施行日前から継続して行っている給水で施行日以後初めて神戸市水道条例第14条第1項の規定による決定又は同条第2項の規定による認定(以下この項において「決定等」という。)をするものに係るその決定等に係る水道料金については、なお従前の例による。

(神戸市の水道事業についての固定費負担金に係る経過措置)

- 3 前項の規定は、神戸市水道条例（神戸市六甲山上をその給水区域とする水道事業にあっては、神戸市六甲山上水道条例を含む。）の規定に基づく神戸市水道条例第31条の9の規定に基づく固定費負担金の金額の算定について準用する。この場合において、前項中「第14条第1項の規定による決定又は同条第2項の規定による認定（以下この項において「決定等」という。）」とあるのは「第31条の9第3項の規定に係る実際の使用水量の把握（以下この項において単に「把握」という。）」と、「その決定等に係る水道料金」とあるのは「その把握に係る固定費負担金」と読み替えるものとする。

(神戸市の水道事業についての違約金に係る経過措置)

- 4 第2項の規定は、神戸市水道条例（神戸市六甲山上をその給水区域とする水道事業にあっては、神戸市六甲山上水道条例を含む。）の規定に基づく神戸市水道条例第31条の10本文の規定に基づく違約金の金額の算定について準用する。この場合において、第2項中「第14条第1項の規定による決定又は同条第2項の規定による認定（以下この項において「決定等」という。）」とあるのは「第31条の10本文の規定に係る実際の使用水量の把握（以下この項において単に「把握」という。）」と、「その決定等に係る水道料金」とあるのは「その把握に係る違約金」と読み替えるものとする。

理 由

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行等に伴い、条例を改正する必要があるため。

(参考 1)

神戸市水道条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(料金)

第12条 料金は、基本料金と従量料金の合計額に100分の108を乗じて得た額とし、使用者から徴収する。

100分の110

2～5 略

(特別給水の料金)

第13条 第12条の規定にかかわらず、消火栓(メーターが設置されているものを除く。)により公共の消防用以外の用のため給水を行った場合又は給水装置を用いない方法で給水を行った場合の料金は、使用水量1立方メートルにつき415円以下で管理者の定める金額と当該給水のため特に要した費用相当額との合計額に100分の108を乗じて得た額とする。

100分の110

(分担金)

第19条の2 分担金は、次の表に掲げる金額に100分の108を乗じて得た額とし、給水装置の新設及び増径の工事申込者から徴収する。この場合において、増径の工事申込者から徴収する分担金は、新口径に係る分担金と旧口径に係る分担金との差額とする。

100分の110

メーターの口径	金額
略	略

2, 3 略

(固定費負担金の金額の算定)

第31条の9 略

2 固定費負担金の金額は、第1号に掲げる水量に第3号に掲げる1立方メートル当たりの金額を乗じたものから第2号に掲げる水量に

第3号に掲げる1立方メートル当たりの金額を乗じたものを控除し、これに100分の108を乗じて得た金額とする。

100分の110

(1)～(3) 略

3 略

(水道水の実際の使用水量が水道水及び水道水補給水に係る計画使用水量を超えた場合の取扱い)

第31条の10 地下水等併用水道を設置している使用者（固定費負担金の徴収を受けない者を含む。）に関して、管理者は、本市の水道事業により供給を受ける水に係る2月間の実際の使用水量が第31条の8第3号アに掲げる水量を超えたときは、当該2月間の実際の使用水量に対応する第12条第4項の規定による従量料金（以下この条において単に「従量料金」という。）の金額から第31条の8第3号アに掲げる水量に対応する従量料金の金額を控除し、これを3倍したものに100分の108を乗じて得た金額を、違約金として、徴収することができる。ただし、管理者において特にやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

100分の110

(参考 2)

神戸市六甲山上水道条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(料金)

第2条 料金は、基本料金と従量料金の合計額
に100分の108を乗じて得た額とし、使用者か
ら徴収する。

100分の110

2～4 略

(特別給水料金)

第3条 前条の規定にかかわらず、消火栓（メ
ーターが設置されているものを除く。）により
公共の消防用以外の用のため給水を行つた場
合又は給水装置を用いない方法で給水を行つ
た場合の料金は、使用水量1立方メートルに
つき580円以下で水道事業管理者（以下「管理
者」という。）の定める金額と当該給水のため
特に要した費用相当額との合計額に100分の
108を乗じて得た額とする。

100分の

110

(分担金)

第4条 分担金は、次の表に掲げる金額に100分
の108を乗じて得た額とし、給水装置の新設及
び増径の工事申込者から徴収する。この場合
において、増径の工事申込者から徴収する分
担金は、新口径に係る分担金と旧口径に係る
分担金の差額とする。

100分

の110

メーター の口径	略
金額	略

2, 3 略

(開栓手数料)

第5条 中止栓を開栓するときは、開栓手数料
として、次の表に掲げる金額に100分の108を

100分の110

乗じて得た額を開栓申込者から徴収する。

メーター の口径	略
開栓手数 料	略

第35号議案

神戸市工業用水道条例の一部を改正する条例の件
神戸市工業用水道条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年2月12日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市工業用水道条例の一部を改正する条例
神戸市工業用水道条例（昭和39年3月条例第93号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項の表水温の項中「31.3度以下」を「常温」に、同表水素イオン濃度の項中「5.8から7.2まで」を「6.5から8.0まで」に改める。

第15条、第20条及び第22条第1項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第15条、第20条及び第22条第1項の改正規定は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）附則第1条第2号に定める日から施行する。

理 由

本市の工業用水道の水質基準を変更する等に当たり、条例を改正する必要があるため。

(参 考)

神戸市工業用水道条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(水質及び水圧)

第14条 工業用水の水質は、次の表に掲げる基準による。

項目	基準
水温	<u>31.3度以下</u>
略	略
水素イオン濃度	<u>5.8から7.2まで</u>

	<u>常温</u>
	<u>6.5から8.0まで</u>

2 略

(料金)

第15条 料金は、次の基本料金と超過料金の合計額に100分の108を乗じて得た額とし、使用者から徴収する。

100分の110

(1), (2) 略

(メーター使用料)

第20条 第28条第1項の規定により貸し付けたメーターについては、使用者から、次の表に掲げる金額に100分の108を乗じて得た額のメーター使用料を徴収する。

100分の110

給水管口径	金額 (1個1月につき)
略	略

(前納料金)

第22条 管理者は、使用者から、給水開始前、基本使用水量に24を乗じたものの30日分の基本料金に100分の108を乗じて得た額を前納させることができる。

100分の110

2 略

報 告

消費税率改定に伴う外郭団体自主料金の改定予定について

1. (一財) 神戸市水道サービス公社

(改定の主な考え方)

- ・ 現行料金の税抜単価は変更しない。
- ・ 外税契約により、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行等に伴い、改定税率を適用。

施設名等	内容・単位	現行	変更案
駐車場 (美穂が丘5丁目)	月極料金(月額)	7,560円	7,700円

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。